

令和7年6月25日  
消費者庁

器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する  
安全性審査の検討（案）についての意見募集の結果について

消費者庁では、器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の検討（案）について、広く国民の皆様にご意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 意見募集期間：令和7年4月23日（水）～同年5月23日（金）
2. 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）  
意見提出フォーム）及び郵送
3. 意見総数：5件
4. 御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方：別紙のとおり

【本件に対する問合せ先】

消費者庁食品衛生基準審査課

電話：03（3507）8800

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>

## 御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方

番号	御意見	消費者庁の考え方
1	<p>容器包装の原材料について 物質の含有量は微量であっても詳しく明記するように各企業に通達することが良いのではないかと考えられる。近年、訪日外国人や移民の方が増えたことなどにより、ポイ捨ても増えるのではないかと考えられる。そのように捨てられたごみは最終的に海に流れ着き、魚類が口にすることによりマイクロプラスチック問題などが起こると考えられる。もちろん含有量を示して、公に情報を広めるということも重要であるが、含有量を明記しなければならないというルールを作ることによって、各企業に安全なものを提供するという使命感を与え、ルールを犯した場合には罰則を与えることができるというのが今回の意見の目的である。</p>	<p>承った御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>新規物質に係る安全性審査の手続きについては、物理的再生処理された重合体（ポリエチレン等）の取り扱いについても明記するよう要望します。また、物理的再生処理された重合体（ポリエチレン等）が米国 FDA の認可を受け、米国で豊富な市場実績を有する場合は、新規物質に係る安全性審査にあたり、FDA へ提出したデータ・資料の活用を要望します。</p>	<p>物理的再生処理された重合体（ポリエチレン等）の取り扱いについては、今後検討を進めてまいります。</p>
3	<p>器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続（案）の条文については特にコメントはないが、第 2 条第 3 項に申請の場合は、必要な資料を添付とある。ここにある必要な書類とは、令和 7 年 3 月 27 日に開催された部会で提示された資料（安全性審査等に必要</p>	<p>手続に必要な資料等は、「食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の規格の改正等に係る申請等の手引について」（令和 7 年 5 月 28 日付け消食基第 357 号消費者庁食品衛生基準審査課長通知）を消費者庁ウェブサイトにお示ししましたので御</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
	<p>な資料について)の内容どおりとの認識で よいか? それとも、今後、意見募集を行 い見直す可能性があるのか? また、どのような方法で必要書類の周知が なされるのか教えていただきたい。</p>	<p>参照ください。</p>
4	<p>現在、食品添加物の使用基準に関する審議 会において、新規原材料の評価が行われて おります。しかし、健康への影響が懸念さ れる原材料が、審議会という限られた場 での判断により、十分な透明性や科学的根拠 の検証を経ることなく安易な基準で消費者 に提供されるリスクが高まっているのでは ないかと懸念しております。</p> <p>具体的な懸念点は以下のとおりです。</p> <p>1) 審議会の透明性の欠如 審議会の議事録や資料が公開されていない 場合、消費者や関係者が審議内容を確認す ることができません。これにより、決定過 程の透明性が欠如し、信頼性が低下する恐 れがあります。</p> <p>2) 科学的根拠の不十分な評価 新規原材料の安全性評価において、十分な 科学的データが収集・分析されていない場 合、健康リスクを適切に評価できない可能 性があります。特に、長期的な影響や累積 的な影響についての検討が不十分であると 懸念されます。</p> <p>3) 消費者への情報提供の不足 新規原材料が使用される食品について、消 費者に対する十分な情報提供が行われてい ない場合、消費者が自らの健康リスクを認 識することが難しくなります。特に、アレ ルギーや特定の健康状態を持つ消費者にと</p>	<p>本案について議論を行った食品衛生 基準審議会の器具・容器包装部会に ついては、オンライン開催で傍聴を 受け付け、資料及び議事録を公開し ております。</p> <p>器具及び容器包装の原材料に含まれ る物質の安全性審査においては、食 品安全委員会により食品健康影響評 価が実施されます。</p> <p>また、安全性審査の結果、人の健康 を損なうおそれがあると認められな い場合には、当該審査を経た旨を消 費者庁ウェブサイトにより公表する ものとしております。</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
	<p>っては、重大な問題となり得ます。</p> <p>以下は要望事項です。</p> <p>1) 審議会の議事録・資料の公開 審議会の議事録や資料を速やかに公開し、消費者や関係者が審議内容を確認できるようにすることを求めます。</p> <p>2) 科学的根拠に基づく評価の徹底 新規原材料の安全性評価において、十分な科学的データを収集・分析し、長期的・累積的な影響についても検討することを求めます。</p> <p>3) 消費者への情報提供の強化 新規原材料が使用される食品について、消費者に対する十分な情報提供を行い、消費者が自らの健康リスクを認識できるようにすることを求めます。</p> <p>食品の安全性は、消費者の健康と直結する重要な問題です。新規原材料の使用に関する基準が、科学的根拠に基づき、透明性を持って決定されることを強く求めます。消費者の信頼を損なうことのないよう、適切な対応をお願い申し上げます。</p> <p>以上、よろしくお願い申し上げます。</p>	
5	<p>1. 弊社のような食品用器具（容器包装）メーカーは、モノマーは原材料メーカーから購入していますが、ポリマー（基材）を重合する際には、弊社独自のレシピで複数のモノマーを配合しています。配合するモノマーの中には、原材料メーカーの意向で非開示になっているものもあります。その場合、貴庁ともご相談の上でですが、モノ</p>	<p>新規物質等の安全性審査において、企業秘密等を考慮して、申請や資料提出について関係する事業者間で分担が必要な場合等には、対応方法等について事前相談を承ります。まずは消費者庁食品衛生基準審査課に御相談ください。</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
	<p>マーの詳細は原材料メーカーで、配合などは我々器具メーカーで申請し、貴庁で最終的な組成や構造がわかるような体裁で、ご審議いただくことは可能でしょうか。</p> <p>厚生労働省で既存物質のリストを取りまとめた際も、同じようなやり取りがあったような覚えがありますが、新規物質についても、基本的な流れは類似していると考えてよいでしょうか。</p>	
	<p>2. 新規物質として申請する際、ほとんどのメーカーが開発コードなどを希望するかと思います。公表される内容が、メーカーの知的財産を損なわないよう、ご配慮いただける点、大変助かります。一方で、リスク管理の視点から、公表せざる得ない情報も想定されると思います。それによっては秘密保持契約にも関わる可能性があり、想定範囲でもよいので、必須で公表（もしくは申請）する情報についてご回答いただけると幸いです。</p>	<p>安全性審査を終了した旨の公表においては、物質の名称等、申請者（申請企業）及び特記事項を示すこととしています。特記事項の内容については、当該物質の使用における条件等を記載することを想定していますが、企業秘密等に配慮しつつ、物質ごとに検討いたします。</p>
	<p>3. 2.をより尖らせた一ご意見ですが、「原則として、申請者又は企業のみがポジティブリストへの適合性を確認できる」とするならば、食品安全委員会のレビューの結果を申請者に回答することで適合とはならないのでしょうか。申請者と対象物質を公表することで、知財へのリスクに一定の影響を及ぼしている一方、公表内容を第3者が見てもわからないものするのは、仕組みとして相反することのように感じました。</p> <p>逆に捉えれば、知財を一定守りつつ、リストに企業名が収載されることで、ブランド力が上がるとも考えられると思います。例えば、本制度を活用することで、器具等製造者、食品製造者もしくは消費者に、どのような利点があるのかまとめるのはいかがかなと思いました。</p>	<p>承った御意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見	消費者庁の考え方
	<p>4. 新規物質のリストを取りまとめる際の、いわば公表イメージに対してのご意見ですが、申請する新規物質が「基材」なのか「添加剤」なのかは明確にわかるようにすると、よいのではないのでしょうか。既存物質リストをしばし拝見していましたが、それでも新規物質リストのイメージでは、どちらに該当するのか分かりにくいと感じました。ご一考いただけると幸いです。</p>	<p>食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の別表第1として定めるポジティブリストに掲載されていない物質として安全性審査の対象となる物質は、基本的には添加剤になると想定しています。基材の追加については、「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和5年11月30日付け厚生食基発1130第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）の改正によることを想定しています。</p>